

新潟県農産園芸費 補助金等交付要綱

令和8年4月

新潟県農林水産部農産園芸課

目 次

新潟県農産園芸費補助金等交付要綱	1
(別表〔補助事業、補助対象経費、補助率、軽微な変更〕)	1 6

別記様式

1 第1号様式(補助金交付申請書)	2 9
2 第1号様式の2(変更交付申請書)	7 3
3 第2号様式(計画変更承認申請書)	7 4
4 第3号様式(事業の中止・廃止承認申請書)	7 5
5 第4号様式(遂行状況報告書)	7 6
6 第5号様式(実績報告書)	7 7
7 第6号様式(消費税等相当額報告書)	7 8
8 第7号様式(概算払請求書)	8 0

新潟県農産園芸費補助金等交付要綱

新潟県農産園芸費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、農業の振興を図るため、市町村若しくは知事が適当と認める団体が行う別表に掲げる事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更(第6に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更(第6に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生じると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第1号様式の2によるものとするが、第5の規定により、事業計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するにあたって、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（変更の承認申請）

第 5 第 3 の(1)又は(2)の規定により、知事の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第 6 第 3 の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に定める。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第 7 第 3 の(3)の規定により、知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第 8 第 3 の(4)の規定により、知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を作成し、知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第 9 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第 10 規則第 10 条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の別表に定める日現在において、別記第 4 号様式により事業遂行状況報告書を作成し、翌月 10 日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第 13 の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書の提出をもって代えることができる。

2 前項にかかわらず、次の事業に係る状況報告は、交付金の交付の決定に係る年度の別表に定める日現在において作成し、翌月 15 日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第 13 の規定による概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

（1）新潟県環境保全型農業直接支払交付金

（2）日本型直接支払推進交付金

(実績報告書)

第 11 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 5 号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して 10 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日(国補助金又は国交付金を活用した事業にあっては 4 月 5 日)のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認める場合は、その期日を繰り下げることがある。

3 第 4 の(2)ただし書きにより交付の申請をしたときは、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 4 の(2)ただし書きにより交付の申請を行い、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第 6 号様式による消費税等仕入控除額報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(県規則第 13 条の規定による確定をいう。)の日の翌年 5 月 31 日までに、同様式により県知事に報告しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 12 規則第 19 条第 4 号に規定する知事が定める財産は、事業により取得した価格が 1 件 500,000 円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(概算払)

第 13 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第 7 号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。ただし、事業の要領等において別に定めている場合は、この限りではない。

(書類の提出部数及び経由)

第 14 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副 2 部とする。ただし、事業の要領等において別に定めている場合は、この限りではない。

2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き、所轄する地域振興局長を経由しなければならない。

(雑則)

第 15 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 新潟県農産普及費補助金交付要綱（昭和 55 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 4 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 5 年 6 月 7 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 5 年 12 月 16 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 6 年 7 月 4 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 7 年 2 月 10 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 7 年 6 月 6 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 8 年 5 月 10 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 10 年 4 月 9 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 11 年 4 月 5 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 12 年 5 月 2 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日付け農園第 20 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 11 月 26 日付け農園第 315 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 15 年 11 月 26 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日付け農園第 12 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 2 月 25 日付け農園第 396 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 17 年 2 月 25 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日付け農園第 404 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 17 年 3 月 24 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日付け農園第 126 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 4 月 3 日付け農園第 3 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 4 月 2 日付け農園第 3 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日付け農園第 4 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日付け農園第 24 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 7 月 10 日付け農園第 172 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日付け農園第 51 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日付け農園第 11 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 7 月 15 日付け農園第 285 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 9 月 6 日付け農園第 370 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 23 年 9 月 6 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 2 月 24 日付け農園第 791 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 24 年 2 月 24 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 4 月 13 日付け農園第 61 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 5 月 8 日付け農園第 115 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 24 年 5 月 8 日から施行し、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 4 月 2 日付け農園第 22 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 25 年 4 月 2 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日付け農園第 177 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 11 月 8 日付け農園第 602 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 25 年 11 月 8 日から施行し、平成 25 年 5 月 16 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 5 月 1 日付け農園第 99 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 6 月 9 日付け農園第 197 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 26 年 6 月 9 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日付け農園第 9 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 6 月 14 日付け農園第 246 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 28 年 6 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日付け農園第 8 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 10 月 13 日付け農園第 602 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 29 年 10 月 13 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 5 月 16 日付け農園第 159 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 30 年 5 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日付け農園第 1049 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 4 月 24 日付け農園第 98 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 24 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 2 日付け農園第 597 号）

- 1 改正後の要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 5 月 19 日付け農園第 177 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 5 月 19 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 10 月 26 日付け農園第 636 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 10 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 11 月 25 日付け農園第 670 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日付け農園第 962 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月13日付け農園第176号）

- 1 改正後の要綱は、令和3年5月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月6日付け農園第895号）

- 1 改正後の要綱は、令和4年1月6日から施行し、令和3年12月21日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月7日付け農園第1096号）

- 1 改正後の要綱は、令和4年3月7日から施行し、令和4年2月25日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月14日付け農園第100号）

- 1 改正後の要綱は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月20日付け農園第415号）

- 1 改正後の要綱は、令和4年7月20日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和4年11月4日付け農園第773号）

- 1 改正後の要綱は、令和4年11月4日から施行する。ただし、経営所得安定対策推進事業（別表番号1）に係る改正については、令和4年4月1日からの適用とする。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 7 日付け農園第 1175 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 5 年 3 月 7 日から施行し、令和 5 年 2 月 24 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 5 月 18 日付け農園第 206 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 5 年 5 月 18 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、経営所得安定対策等推進事業（別表番号 1）に係る改正については、令和 5 年 4 月 5 日からの適用とする。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 8 月 3 日付け農園第 457 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 5 年 8 月 3 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 11 月 14 日付け農園第 714 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 5 年 11 月 14 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 1 月 11 日付け農園第 902 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 6 年 1 月 11 日から施行し、令和 5 年 12 月 26 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 4 月 22 日付け農園第 122 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 6 年 4 月 22 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和7年5月19日付け農園第211号）

- 1 改正後の要綱は、令和7年5月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和7年11月5日付け農園第677号）

- 1 改正後の要綱は、令和7年11月5日から施行し、令和7年10月21日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和7年11月10日付け農園第681号）

- 1 改正後の要綱は、令和7年11月10日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月23日付け農園第1109号）

- 1 改正後の要綱は、令和8年3月23日から施行し、令和8年2月27日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月30日付け農園第150号）

- 1 改正後の要綱は、令和8年4月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
2 ()	新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業	新たな米政策推進活動支援事業	1 需要に応じた米生産取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会が行う、農業者への生産目安の提示に要する経費 ・ 地域協議会が行う、農業者への生産目安の提示等に要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費 2 県農業再生協議会活動支援需要に応じた米の生産・販売に係る取組等に要する経費	定額 当該事業に要する経費の1/2以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止	11月30日
3	主要農作物種子生産・供給対策支援事業		新潟県主要農作物種子条例に基づく指定種子生産団体が種子対策事業実施要領に基づき種子事業を行うのに要する経費(運営費を除く)	当該事業に要する経費の1/3以内(補助上限額2,200千円)		次に掲げる変更以外の変更 事業内容の変更	11月30日
4	園芸生産・流通対策事業		県内産地全域を事業区とする園芸(葉たばこ、花き)振興団体が、園芸生産振興事業(生産振興・流通改善・消費拡大等の事業)に要する経費	当該事業に要する経費の1/2以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 事業内容の一部廃止	11月30日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
5 ()	園芸産地構造改革体制整備事業	国補併用産地構造改革	<p>農地所有適格法人、農業者の組織する団体や農業協同組合等が行う、次に掲げる活動に要する経費</p> <p>1 園芸産地の構造改革に必要な機械・施設及びその附帯設備の整備</p> <p>2 園芸産地の構造改革に必要なリース用機械・施設及びその附帯設備の整備</p> <p>3 果樹の省力栽培・生産性の高い栽培方式へ転換する際の新改植に必要な経費</p> <p>4 1～3と一体的に行う小規模基盤整備</p> <p>5 園芸産地の構造改革につながる集荷・流通体制の構築に必要な機械・施設及びその附帯設備の整備</p> <p>6 園芸産地の構造改革につながる集荷・流通体制の構築に必要なリース用機械・施設及びその附帯設備の整備</p>	<p>1 国補事業と併せて補助する場合</p> <p>当該事業に要する経費の1/10以内</p> <p>ただし、市町村が事業費の一部を助成又は負担する場合には限ることとし、補助率等は以下(1),(2)のとおりとする</p> <p>(1) 市町村以外の者が事業主体となる場合、県の補助率は、原則、市町村と同率とし、補助額の上限は活用国補事業の補助対象経費の1/10以内、もしくは50,000千円のいずれか低い方とする</p> <p>市町村が事業主体となる場合、県の補助額の上限は、実施国補事業の補助対象経費の10分の1以内、市町村の負担額又は50,000千円のいずれか低い方とする</p> <p>(2) ただし、実施国補事業における国の実補助額が、当該事業の要綱等で定める補助率に基づいて算定された補助上限額を下回る場合、県補助額は50,000千円を上限として、次の算式に基づく額とする</p> <p style="text-align: center;">県補助額 = 要綱等で定める補助率に基づく国の補助上限額 - 国の実補助額 + (1)で定める額</p> <p>2 国補事業の補助を活用できない場合</p> <p>当該事業に要する経費の1/2以内</p> <p>ただし、市町村が事業費の一部を助成又は負担する場合には限る</p>	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更、リースにおける借受者の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所又は設置場所の変更	11月30日
		園芸団地等育成	<p>農地所有適格法人、農業者の組織する団体や農業協同組合等が行う、次に掲げる活動に要する経費</p> <p>1 園芸団地等の形成に必要な機械及び施設の整備</p> <p>2 1と一体的に行う小規模基盤整備</p> <p>3 産地の構造改革につながる集荷・流通体制の構築に必要な機械・施設の整備</p>	<p>当該事業に要する経費の1/2以内 (補助上限額35,000千円)</p>	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更、リースにおける借受者の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所又は設置場所の変更	

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
6 ()	園芸産地構造改革取組支援事業		園芸産地発展ビジョンを策定した産地及び農業協同組合等が行う、園芸産地の構造改革に向けた次に掲げる取組に要する経費 1 高温等の対策を図るための取組 2 担い手の確保・受入体制整備の取組 (1) 先進事例収集や意向調査、マニュアル作成等、受入体制を構築するための取組 (2) 新規就農者の技術習得や定着に向けた取組	1 / 2 以内 定額 (補助上限額 800 千円 / 1 事業主体) 1 / 2 以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の 30% を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 事業実施地区の変更	11 月 30 日
7	埋設農薬適正処理事業		市町村等が行う、埋設農薬の掘削及び無害化处理、その他残さ分析調査等適正な処理に必要な対策費	当該事業に要する経費の 3 / 4 以内 (農薬メーカー保管の農薬を事業対象とする場合 1 / 2 以内)		次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の変更又は廃止	11 月 30 日
8 ()	新潟県環境保全型農業直接支払交付金		環境保全型農業直接支払交付金実施要綱(令和 2 年 3 月 31 日付け元生産第 2663 号農林水産事務次官依命通知)別紙 1 の第 1 の 5 により市町村が対象農業者団体等に対して交付金を交付するために要する経費	当該取組を実践した面積に、国と地方公共団体の交付単価を乗じた額の 3 / 4 以内	次に掲げる変更以外の変更 国交付金の 30% を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 国交付金の増 2 国交付金の 30% を超える減	各四半期(第 4 四半期を除く)の末日
9 ()	日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)	市町村推進事業	市町村が行う、次に掲げる事務に要する経費 1 促進計画の策定 2 農業者団体等を対象とした説明会の開催、農業者団体等に対する事業計画の作成及び変更に関する指導、事業計画の審査・認定、交付金の交付手続き、農業者団体等が行う推進活動へのアドバイザー派遣 3 環境保全型農業直接支払交付金による活動の実施状況の確認に係る事務 4 その他環境保全型農業直接支払交付金の実施に必要な事項	定額		次に掲げる変更以外の変更 事業内容の新設又は廃止	各四半期(第 4 四半期を除く)の末日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
9 ()	日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業）	推進組織推進事業	<p>推進組織が行う、次に掲げる事務に要する経費</p> <p>1 農業者や関係者等に対する助言・指導</p> <p>2 環境保全型農業直接支払交付金の交付対象となる取組の実施状況等の確認に係る事務</p> <p>3 その他推進事業の実施に必要な事項</p>	定額		次に掲げる変更以外の変更 1 事業内容の新設又は廃止 2 実施主体の変更	各四半期（第4四半期を除く）の末日
10 ()	園芸産地における事業継続強化対策事業		<p>園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う事業に係る次に掲げる経費</p> <p>1 園芸産地における事業継続計画の検討、策定及び見直し、非常時の協力体制の整備に係る経費</p> <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践に係る経費 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証に係る経費 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策に係る経費</p>	定額 定額 当該事業に要する経費の1/2以内	次に掲げる変更以外の変更 1と2の(1)の経費の相互間における30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	12月31日
11 ()	カーボンニュートラル新潟農業事業	環境負荷低減定着サポート	<p>みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知(以下「推進交付金要綱」という))及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知(以下「緊急対策交付金要綱」という))に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア みどりトータルサポートチームの体制整備</p> <p>イ 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進</p>	定額 定額 機械リースについては2分の1以内とする。	次に掲げる変更以外の変更 事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金等の増 4 事業費又は付金等の30%を超える減 5 成果目標の変更	12月31日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
11 ()	カーボンニュートラル新潟農業事業	有機農業拠点創出・拡大加速化事業	<p>推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出 エ 有機農業の拡大加速化の推進</p>	<p>定額 定額 定額 定額</p> <p>機械リースについては2分の1以内とする。</p>	次に掲げる変更以外の変更 事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金等の増 4 事業費又は付金等の30%を超える減 5 成果目標の変更	12月31日
		有機転換推進	<p>推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業</p>	<p>定額 定額</p>			
		バイオマスの地産地消(推進事業)	<p>推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア 事業化の推進 イ 効果促進対策 ウ バイオ液肥散布車等の導入 エ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進</p>	<p>2分の1以内 定額 2分の1以内 定額</p> <p>設備導入については2分の1以内とする。</p>			
		みどりの事業活動を支える体制整備(基盤確立事業)	<p>推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア 原材料等調達ของ安定・強化 イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発信</p>	<p>定額 定額 定額</p> <p>機械リースについては2分の1以内とする。</p>			

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
11 ()	カーボンニュートラル新潟農業事業	みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）	推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費（環境負荷低減に必要な機械及び施設の導入）	2分の1以内	/	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金等の増 4 事業費又は交付金等の30%をえる減 5 成果目標の変更	12月31日
		先進的有機農業拡大促進事業	緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費 ア スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大 イ 有機農業拡大支援	定額 2分の1以内 定額			
		グリーンな栽培体系加速化事業	推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ウ 消費者理解の醸成	定額 2分の1以内 定額			
		グリーンな飼養体系加速化事業	推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費	定額			
		省エネルギー型ハウス転換事業	推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費 ア 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成 イ 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組	定額 2分の1以内			

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
11 ()	カーボンニュートラル新潟農業事業	地域循環型エネルギーシステム構 (科学技術振興事業)	<p>推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり(計画策定、体制整備等) 推進会議の開催 課題解決に向けた調査・地域人材育成、栽培実証等 営農型太陽光発電設備の導入</p> <p>イ 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 未利用資源の混合利用促進</p> <p>ウ 次世代型太陽電池(ペロブスカイト)のモデル的取組支援 推進会議の開催 課題解決に向けた調査等 次世代型太陽電池の導入</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>2分の1以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>2分の1以内 機械のリース、模型の設置については2分の1以内(模型の設置は緊急対策交付金要綱のみ)</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるア及びとの経費の相互間における30%を超える増減</p> <p>事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるイのとの経費の相互間における30%を超える増減</p> <p>事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるウの及びとの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は交付金等の増</p> <p>4 事業費又は交付金等の30%をえる減</p> <p>5 成果目標の変更</p>	12月31日
		農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業	<p>推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア 推進会議の開催</p> <p>イ 課題解決に向けた実証等</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施場所の変更</p> <p>3 事業実施主体の変更</p> <p>4 事業費の30%を超える増又は交付金の増</p> <p>5 事業費又は交付金の30%を超える減</p> <p>6 成果目標の変更</p>	
		バイオマスの地産地消(整備事業)	<p>推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア 建設工事費</p> <p>イ 製造請負工事費</p> <p>ウ 機械器具費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>5 事業費又は交付金の30%を超える減</p> <p>6 成果目標の変更</p>	
		みどりの事業活動を支える体制整備(基盤確立事業)	<p>推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア 工事費</p> <p>イ 機械器具費</p> <p>ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>5 事業費又は交付金の30%を超える減</p> <p>6 成果目標の変更</p>	

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
11 ()	カーボンニュートラル新潟農業事業	みどりの事業活動を支える体制整備 (環境負荷低減事業活動)	<p>推進交付金要綱又は緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費</p>	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更 4 事業費の30%を超える増又は交付金の増 5 事業費又は交付金の30%を超える減 6 成果目標の変更	12月31日
		地域循環型エネルギーシステム構築 (整備事業)	<p>緊急対策交付金要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費</p> <p>ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費</p>	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内			
12 ()	園芸産地化ステップアップ事業		<p>農地所有適格法人、農業者等の組織する団体等が行う次に掲げる活動に要する経費</p> <p>1 園芸品目の試験栽培の排水対策等を行うために必要な経費</p> <p>2 園芸品目の試験栽培の土壌改良を行うために必要な経費</p>	当該事業に要する経費の1/2以内 (補助上限額40千円/10a、120千円/地区)	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更	11月30日
13 ()	産地づくり体制構築等支援事業		<p>畑地化促進事業補助金交付等要綱(令和4年12月27日付け4農産第3403号農林水産事務次官依命通知(以下「交付等要綱」という))第4に定められた事業の実施に要する経費</p> <p>1 産地づくりに向けた体制構築支援 交付等要綱第4第2項の区分1に要する経費</p> <p>2 土地改良区決済金等支援 交付等要綱第4第2項の区分2に要する経費</p>	<p>定額 (補助上限額3,000千円/1事業主体)</p> <p>定額 (補助上限額250千円/10a)</p>	次に掲げる変更以外の変更 交付等要綱第4第2項に掲げる事業に係る経費の3割を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設、中止又は廃止	12月31日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
14 ()	麦類生産技術向上事業		<p>麦類生産技術向上事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知)別表1に定められた、農業者の組織する団体等が取り組む1及び2の事業に係る次に掲げる経費</p> <p>1 施肥・防除体系の構築 事業実施主体による施肥・防除体系の構築に要する経費</p> <p>2 施肥・防除体系の構築の推進 1の推進に要する経費</p>	<p>定額 (2,000円/10a以内)</p> <p>定額 (補助上限額1の事業費の10%)</p>	次に掲げる変更以外の変更 左記経費の欄の1及び2の相互間における事業費又は国庫補助金の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業実施主体ごとの事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業実施主体ごとの事業費又は国庫補助金の30%を超える減	11月30日
15 ()	新潟県気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業		突発的な需要変動に対応した種子供給への支援に要する経費	定額 (種子の処分に要する経費にあっては、1/2以内)		次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増 4 成果目標の変更	
16 ()	園芸生産持続化支援緊急対策事業	園芸種苗価格高騰緊急対策支援事業	種苗及び球根購入に係る価格上昇相当分の経費	1 / 2 以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止	11月30日
		園芸生産コスト低減緊急対策支援事業	<p>生産及び出荷コストの低減につながる取組に係る経費</p> <p>生産コスト低減対策 出荷コスト低減対策</p>	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所又は設置場所の変更			

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
17	園芸トッパー経営強化支援事業		園芸重点拡大経営体が課題解決に必要な取組や、経営計画の実践に係る資材導入や分析機器等に係る経費	当該事業に要する経費の1/2以内(補助上限額1,000千円)	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 事業実施地区の変更	11月30日
18 ()	新潟県持続的種子生産総合対策事業	種子生産への新規参入の促進支援	持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱(令和8年4月9日付け7農産第4207号農林水産事務次官依命通知(以下、「対策事業交付等要綱」という))別表に定められた、「1 種子生産への新規参入の促進支援」の事業に要する経費	定額 (補助上限額200千円/人)		次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業の新設 3 事業費の30%を超える増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更	12月31日
		新規導入品種の増産体制構築支援	対策事業交付等要綱別表に定められた、「2 新規導入品種の増産体制構築支援」の事業のうち、持続的種子生産総合対策事業実施要領(令和8年4月9日付け7農産第4208号農林水産省農産局長通知)別記2の第1の2の(1)「新品種導入に向けた生産・供給体制構築の取組」に要する経費	定額 機械導入は1/2以内(補助上限は10,000千円)			
19 ()	新潟版水稻直播栽培普及促進事業		播種を含む作業を事業実施主体が農業支援サービス事業者に外部委託する取組に要する経費	定額(10,000円/10a)		次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 総事業費の30%を超える増 3 総事業費の30%を超える減 4 事業実施主体ごとの30%を超える国庫補助金の減	12月31日

() 国補助金又は国交付金を活用した事業

別記様式

1	第1号様式(補助金交付申請書)	
(1)	経営所得安定対策等推進事業	29
(2)	新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業	31
(3)	主要農作物種子生産・供給対策支援事業	33
(4)	園芸生産・流通対策事業	35
(5)	園芸産地構造改革体制整備事業	37
(6)	園芸産地構造改革取組支援事業	39
(7)	埋設農薬適正処理事業	41
(8)	新潟県環境保全型農業直接支払交付金	43
(9)	日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)	46
(10)	園芸産地における事業継続強化対策事業	49
(11)	カーボンニュートラル新潟農業事業	52
(12)	園芸産地化ステップアップ事業	56
(13)	産地づくり体制構築等支援事業	58
(14)	麦類生産技術向上事業	60
(15)	新潟県気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業	62
(16)	園芸生産持続化支援緊急対策事業	64
(17)	園芸トップランナー経営強化支援事業	66
(18)	新潟県持続的種子生産総合対策事業	68
(19)	新潟版水稻直播栽培普及促進事業	70
	第1号様式別表(事業主体における納税対応状況表)〔各事業共通様式〕	72
2	第1号様式の2(変更交付申請書)〔各事業共通様式〕	73
3	第2号様式(計画変更承認申請書)〔各事業共通様式〕	74
4	第3号様式(事業の中止・廃止承認申請書)〔各事業共通様式〕	75
5	第4号様式(遂行状況報告書)〔各事業共通様式〕	76
6	第5号様式(実績報告書)〔各事業共通様式〕	77
7	第6号様式(消費税等相当額報告書)〔各事業共通様式〕	78
8	第7号様式(概算払請求書)〔各事業共通様式〕	80

第1号様式（交付申請書（その1））

年度経営所得安定対策等推進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区分	地区名	事業主体	経費区分	事業費	補助事業に要する（要した）経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
						国庫補助金 (A)	自己負担金 (B)	その他 () (C)	
			謝金		円	円	円	円	
			旅費						
			賃金及び 共済費						
			事務等経費						
			委託費						
			助成費						
計									

注 事業実施主体ごとに作成すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分		本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
				増	減	
市町村費		円	円	円	円	
協議会事業費						
計						
内 訳	国庫補助金					
	市町村費					
	協議会負担					
	その他()					

注 備考欄に農業再生協議会名を記載すること（ただし、「農業再生協議会」を省略できる）。

(2) 支出の部

区分		本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
				増	減	
市町村費		円	円	円	円	
協議会事業費						
計						

注 備考欄に農業再生協議会名を記載すること（ただし、「農業再生協議会」を省略できる）。

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業主体 名	事業 内容	事業費 (A)+(B)+(C) 円	負担区分			施行 時期	備 考
				県補助金 (A) 円	市町村費 (B) 円	その他 (C) 円		
新たな米政策推 進活動支援事業		需要に応じ た米生産取 組支援						
		県農業再生 協議会活動 支援						
計								

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
県補助金					
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
新たな米政策推 進活動支援 事業	事業費				
	事業費 補助金				
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その3））

年度主要農作物種子生産・供給対策支援事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

事業内容及び 事業量	事業費	補助事業に 要する（要 した）経費 (A) + (B)	負担区分		施行 時期	備考
			県補助金 (A)	事業主体 (B)		
	円	円	円	円		
小 計						
小 計						
計						

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
主要農作物種子 生産・供給対策 支援事業費	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その4））

年度園芸生産・流通対策事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

事業内容及び 事業量	事業費 (A)+(B)	負担区分		施行時期	備考
		県補助金 (A)	団体負担 (B)		
小計					
小計					
計					

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
団体負担					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 事業主体における納税対応状況

別記様式（事業主体における納税対応状況表）を添付

第1号様式（交付申請書（その5））

年度園芸産地構造改革体制整備事業（【事業種目】）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

事業種目	地区名	事業主体	事業内容	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	負担区分				施行時期	備考
					国補助金 (A)	県補助金 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)		
				円	円	円	円	円		
計										

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国補助金	円	円	円	円	
県補助金					
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
[事業種目]事業費 (事業費補助金)	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その6））

年度園芸産地構造改革取組支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業実施 主体名	事業費	事業費 (A)+(B)+ (C)	負担区分			備 考
				県補助金 (A)	事業実施 主体負担 (B)	その他 (C)	
園芸産地構造 改革取組支援 事業		円	円	円	円	円	
計							

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業実施主体負担					
その他()					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
園芸産地構造改革取 組支援事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業実施主体（事業実施者）における納税対応状況

別紙様式（事業実施主体（事業実施者）における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その7））

年度 埋設農薬適正処理事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 経費の配分及び負担区分

区分	事業主体名	事業内容	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	補助事業 に要する (又は要 した)経 費 (A)+(B)+ (C)+(D)	負担区分				備考
					県補助 金 (A)	市町村 費 (B)	受益者 負担 (C)	その他 (D)	
埋設農 薬処理 事業			円	円	円	円	円	円	
合計									

注) 1 間接補助事業者が実施するものがある場合には、補助事業者が直接実施するもの、間接補助事業者実施するものとの別を記載する。

2 備考欄には、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 収支予算(又は収支精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
埋設農薬処理事業費	円	円	円	円	
合計					

3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式(事業主体における納税対応状況表)を添付

5 添付書類

事業の一部又は全部を委託する場合にあっては、委託契約書の写しを添付(実績報告に限る。)

第1号様式(交付申請書(その8))

年度新潟県環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

番 年 月 号
日

新潟県知事 様

補助事業者名

代表者職氏名

00年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則
第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業計画及びその内容（又は実績）

交付申請件数（実件数）		取組者数（実人数）	
-------------	--	-----------	--

【取組の内訳】

支援対象取組		交付申請件数	支援対象面積（a）	交付金額 6（円）
全国共通取組	堆肥の施用（基本単価） 1 2 4			
	堆肥の施用（特例単価） 1 2 4			
	緑肥の施用 1 4			
	総合防除 1 4 5			
	炭の投入 1			
	有機農業 （農産局長が別に定める作物以外で炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 3）			
	有機農業 （農産局長が別に定める作物以外）			
有機農業 （農産局長が別に定める作物）				
取組拡大加算				
合計				

- 1 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と組み合わせた取組
- 2 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
- 3 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用、又は炭の投入のいずれかを実施すること
- 4 主作物が水稲の場合は 水稲を栽培する年度の長期中干し、 水稲を栽培する前年度の秋耕、 水稲を栽培する前年度の湛水不実施のいずれか1つ以上の実施が必要
- 5 主作物が水稲以外の場合は 交信かく乱剤の利用、 天敵温存植物の利用、 天敵等生物の利用のいずれか1つ以上の実施が必要
- 6 国・県・市町村費の合計額

2 経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	交付金 (A)+(B)	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
			国交付金(A)	県補助金(B)	市町村費(C)	
環境保全型農業直接支払交付金		円	円	円	円	

3 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減額		備 考
			増	減	
国交付金	円	円	円	円	
県補助金					
市町村費					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減額		備 考
			増	減	
環境保全 型農業直 接支払交 付金	円	円	円	円	
合 計					

4 事業完了予定（又は事業完了）年月日
年 月 日

5 事業主体における納税対応状況
別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その9））

年度 日本型直接支払推進交付金
（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業）交付申請書

番 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 円の交付を申請します。

(市町村推進事業)

1 市町村推進事業実施計画(又は実績)

区 分	内 容	備 考
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他推進事業の 実施に必要な事項	(策定期間) 年 月 (活動内容) (確認時期及び確認件数) 月 件数 (活動内容)	着手(予定)年月日 年 月 日

2 経費の配分

(単位:円)

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負担区分		備 考
		国交付金	市町村補助金等	
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他推進事業の 実施に必要な事項				
合 計				

3 事業完了予定(又は事業完了)年月日

年 月 日

4 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 国交付金 2. その他					
合 計					

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他の推進事業 の実施に必要な事項					
合 計					

注:精算額が予算額を超過した場合、超過分については自己負担とすること。

5 事業主体における納税対応状況

別紙様式(事業主体における納税対応状況表)添付

(推進組織推進事業)

1 推進組織推進事業実施計画 (又は実績)

区 分	内 容	備 考
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他推進事業の 実施に必要な事項	(策定期間) 年 月 (活動内容) (確認時期及び確認件数) 月 件数 (活動内容)	着手(予定)年月日 年 月 日

2 経費の配分

(単位 : 円)

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負担区分		備 考
		国交付金	市町村補助金等	
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他推進事業の 実施に必要な事項				
合 計				

3 事業完了予定 (又は事業完了) 年月日

年 月 日

4 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

(単位 : 円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 国交付金 2. その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位 : 円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他の推進事業 の実施に必要な事項					
合 計					

注 : 精算額が予算額を超過した場合、超過分については自己負担とすること。

5 事業主体における納税対応状況

別紙様式 (事業主体における納税対応状況表) 添付

第1号様式（交付申請書（その10））

年度園芸産地における事業継続強化対策事業補助金交付申請書

番 年 月 号 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請します。

注 園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）別記様式第1号に準じて作成すること。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業 主体名	事業 内容	事業費	補助事業に 要する（要 した）経費	負担区分			施 行 時 期	備 考
					国庫 補助金	事業 主体	その他 （ ）		
園芸産地 における 事業継続 計画の検 討、策定及 び見直し、 非常時の 協力体制 の整備			円	円	円		円		
園芸産地 における 事業継続 計画の実 践（自力施 工等の技 能習得、災 害復旧の 実証）									
園芸産地 における 事業継続 計画の実 践（既存ハ ウスの補 強等の被 害防止対 策）									
計									

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他（ ）					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
園芸産地における事業 継続計画の検討、策定及 び見直し、非常時の協力 体制の整備	円	円	円	円	
園芸産地における事業 継続計画の実践(自力施 工等の技能習得、災害復 旧の実証)					
園芸産地における事業 継続計画の実践(既存八 ウスの補強等の被害防 止対策)					
計					

3 事業完了予定年月日(事業完了年月日)

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式(事業主体における納税対応状況表)添付

第1号様式（交付申請書（その11））

年度カーボンニュートラル新潟農業事業補助金交付申請書

新潟県知事 様

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

(1) ソフト（一部ハードを含む）

区分	事業主体名	事業概要	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)=(C)+(D)+ (E)	負担区分			備考
					交付金 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)	
環境負荷低減定着サポート			円	円	円	円	円	
有機農業拠点創出・拡大加速化事業								
有機転換推進								
バイオマスの地産地消（推進事業）								
みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）								
みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）								
先進的有機農業拡大促進事業								
グリーンな栽培体系加速化事業								
グリーンな飼養体系加速化事業								
省エネルギー型ハウス転換事業								
地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）								
農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業								
合計								

申請する事業以外の欄は削除して提出すること。

(2) ハード
事業費

区分	事業主体名	事業概要	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)=(C)+(D)+ (E)+(F)	負担区分				備考
					自己資金(C)	地方公共団体等による助成金		交付金 (F)	
						うち貸付金等	市町村(D)		
バイオマスの地産地消(整備事業)			円	円	円	円	円	円	
みどりの事業活動を支える体制整備(基盤確立事業)									
みどりの事業活動を支える体制整備(環境負荷低減事業活動)									
地域循環型エネルギーシステム構築(整備事業)									
	事業費								
合計	附帯事務費								
	計								

申請する事業以外の欄は削除して提出すること。

附帯事務費

事業内容	交付対象経費	負担区分			備考
		交付金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
合計					

注1 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

注2 交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

注3 総事業費については、交付対象経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

注4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

注5 (2)の整備事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部または一部について制度資金による融資を受ける場合において、交付申請と併せて当該担保に供することを承認申請する場合は、「融資該当有」と記入の上、下表を作成し、添付すること。

注6 (2)の 附帯事務費の事業内容欄は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月8日4環パ第245号農林水産事務次官依命通知)別記6-3別表2又はみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和5年3月30日4環パ第465号農林水産事務次官依命通知)別記8-3別表2に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。また、事業費欄及び負担区分欄は、事業内容の欄の経費ごとに金額を記入すること。

(表)

事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度資金に限る)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円		

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他()					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況
別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

5 添付書類（実績報告時のみ）
財産管理台帳の写し

第1号様式（交付申請書（その12））

年度園芸産地化ステップアップ事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

地区名	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			施行時期	備考
			県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)		
		円	円	円	円		
合計							

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
園芸産地化ステップ アップ事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その13））

年度産地づくり体制構築等支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住 所
事業実施主体名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区分	事業実施主体名	事業内容	事業費	補助事業に要する(要した)経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
					国庫補助金 (A)	事業実施主体負担 (B)	その他 () (C)	
産地づくり体制構築等支援事業		産地づくりに向けた体制構築支援	円	円	円	円	円	
		土地改良区決済金等支援						
計								

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業実施主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業実施主体負担					
その他()					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
産地づくりに向けた体制構築支援	円	円	円	円	
土地改良区決済金等支援					
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業実施主体（事業実施者）における納税対応状況

別紙様式（事業実施主体（事業実施者）における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その14））

年度麦類生産技術向上事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住 所
事業実施主体名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区分	事業実施主体名	事業内容	事業費	補助事業に要する(要した)経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
					国庫補助金 (A)	事業実施主体負担 (B)	その他 (C)	
麦類生産技術向上事業		施肥・防除体系の構築	円	円	円	円	円	
		施肥・防除体系の構築の推進						
計								

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業実施主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業実施主体負担					
その他()					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
麦類生産技術向上事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業実施主体（事業実施者）における納税対応状況

別紙様式（事業実施主体（事業実施者）における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その15））

年度新潟県気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

事業内容及び 事業量	補助率	補助事業に 要する（要 した）経費 (A) + (B)	負担区分		施行 時期	備考
			県補助金 (A)	事業主体 (B)		
		円	円	円		
計						

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その16））

年度園芸生産持続化支援緊急対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業 主体名	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考
				県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)	
園芸生 産持続 化支援 緊急対 策事業			円	円	円	円	
計							

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
園芸生産持続化支援 緊急対策事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その17））

年度園芸トップランナー経営強化支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業実施 主体名	事業費	事業費 (A)+(B)+ (C)	負担区分			備 考
				県補助金 (A)	事業実施 主体負担 (B)	その他 (C)	
園芸トップランナー経営強化支援事業		円	円	円	円	円	
計							

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業実施主体負担					
その他()					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
園芸トップランナー経営強化支援事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業実施主体（事業実施者）における納税対応状況

別紙様式（事業実施主体（事業実施者）における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その18））

年度新潟県持続的種子生産総合対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

事業実施 主体名	事業内容	補助事業に 要する（要 した）経費 (A) + (B)	負担区分		備考
			国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	種子生産への 新規参入の促 進支援	円	円	円	
	新規導入品種 の増産体制構 築支援				
計					

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その19））

年度新潟版水稲直播栽培普及促進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

事業内容及び 事業量	補助率	補助事業に 要する（要 した）経費 (A) + (B)	負担区分		施行 時期	備考
			県補助金 (A)	事業主体 (B)		
		円	円	円		
計						

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

事業主体における消費税の納税対応状況表

市町村名 _____

事業主体名	予定の納税対応(納税対応の実績)	確認	消費税等仕入控除税額	
	1 課税売上げなし		該当なし	
	2 市町村の一般会計			
	3 免税事業者			
4 納 税 義 務 者	(1) 簡易課税制度採用者		含む	
	(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超			
	(3) 一般事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下	ア 課税売上げ割合が95%未満	(イ) 個別対応方式	
			a 共通用	
			b 非課税売上げ用	
c 課税売上げ用				
	イ 課税売上げ割合が95%以上		あり	
備考				

- (注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
- 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(1)に掲げる法人又はみなし法人(2)をいう。
- 1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
 - 2 みなし法人
人格のない社団等のことで、法人でない社団(3)又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
 - 3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税などの申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。
- 4 実績報告を提出するにあたっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。(仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合を除く。)
- なお、実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定年月及び資料等の名称を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに要綱第11の4の手続きを行うこと。

第1号様式の2（変更交付申請書）

年度 事業費
補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記により変更して実施したいので、補助金 円を 円に変更交付されたく、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
別紙のとおり

注：別紙は、別記第1号様式の別紙に準じて作成するものとし、変更前後を対照比較できるように、変更に係る部分についてのみ二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記入すること。

第2号様式（計画変更承認申請書）

年度 事業
計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記の理由により、別紙のとおり計画を変更して実施したいので承認を受けたく、新潟県農産園芸費補助金等交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う補助金 円の追加（減額）交付を併せて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
別紙のとおり

注1 別紙は、交付金交付申請書の別紙として提出した別記第1号様式の別紙及びその他必要な書類に準じて作成するものとし、変更前後を対照比較できるように、変更に係る部分についてのみ二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記入すること。

2 補助金の追加（減額）交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

第3号様式（事業の中止・廃止承認申請書）

年度 事業
中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、
下記のとおり中止（廃止）したいので承認を受けたく、新潟県農産園芸費補助金等交付要
綱第7の規定により申請します。

記

1 補助事業の中止（廃止）の理由

2 現在までの遂行状況

(1) 事業

(2) 経費

ア 経費の支出状況

交 付 決 定 額	月 日現在 支 出 済 額		残 額		支 出 予 定 額		中 止（ 廃 止 ）に 伴 う 不 用 額	
	補 助 事 業 に 要 す る 経 費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 に 要 す る 経 費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 に 要 す る 経 費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 に 要 し た 経 費	補 助 金 の 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円

イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の配分	左の内訳費目	補 助 事 業 に 要 す る 経 費	補 助 金 の 額	補 助 事 業 に 要 す る 経 費 の 支 出 基 礎 （ 名 称 ・ 数 量 ・ 単 価 等 ）
		円	円	支出済額と支出予定額に区分 して記載すること。

第4号様式（遂行状況報告書）

年度
遂行状況報告書

事業

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業の遂行状況
について、新潟県補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業種目	事業 実施 主体	事業費	交 付 決定額	事業の遂行状況					備考
				月 日までに完了したもの			残事業		
				事業費	出来高 比較%	着工年月日	事業費	完了予定 年月日	
		円	円	円			円		
計									

第5号様式（実績報告書）

年度
実績報告書

事業

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、別紙のとおり実施したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

なお、併せて精算金 円の交付を請求します。

- 注
- 1 補助金の精算交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。
 - 2 別紙は、別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。
 - 3 添付書類については、既に提出しているものに変更があった場合にのみ添付すること。
 - 4 軽微な変更があった場合においては、容易に対照比較できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

第 6 号様式（消費税等相当額報告書）

年度農産園芸費関係事業
消費税等仕入控除額報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、
新潟県農産園芸費補助金等交付要綱第 11 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	新潟県補助金等交付規則第 13 条に基づく確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
		うち国費分	円
		うち県費分	円
2	補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
		うち国費分	円
		うち県費分	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額	金	円
		うち国費分	円
		うち県費分	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円
		うち国費分	円
		うち県費分	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体の消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体の附表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

第7号様式（概算払請求書）

年度
補助金概算払請求書

事業費

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、
下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

事業 種 目	事業 主 体	事業 費 A	交 付 決 定 額 B	既受領額		今回請求額		出来高 (年 月 日現在)		残高 B - (C+D)	事 業 完 了 予 定 年 月 日	備 考
				金 額 C	C/B	金 額 D	D/B	事業費 E	E/A			
			円	円	%	円	%	円	%	円		
計												

- 注 1 この請求書により概算払を請求するときは、知事が定めるところによる。
2 概算請求の有無にかかわらず、交付決定を受けたすべての事業について記載すること。